

## 【紛争委員会(Dispute Board)の設置状況についてのアンケート調査】 (実施機関向け)

### 0. 初めに

#### 目的

本質問状は、日本の円借款支援による事業(以下、「事業」)の実施機関（以下、発注者）宛に、入札段階・契約締結段階で紛争裁定委員会（Dispute Board、以下、DB。DAB(Dispute Adjudication Board)と呼ばれることもある）が設置予定となっている契約パッケージについて DB の設置状況について問うものです。本アンケート結果で得られる DB 設置状況とその機能・活動についての意見を下に、今後、各種紛争予防・解決のための制度を改善していきたいと考えています。

#### 記入方法

質問文の説明に沿って、アンケート項目を埋めて下さい。明記できない項目がある場合には空欄としてください。本アンケート調査では、1 つの契約パッケージにあたり、1 枚のアンケートを配布しています。1 つの事業であっても複数の契約パッケージがある場合、お手数ですが、対象契約パッケージ分全てのアンケートを回答下さい。

入札もしくは契約段階で DB 設置を定めていたにも関わらず、結局 DB が設置されていない場合であっても、本アンケートには回答下さい。

#### 背景

DB とは、発注者、受注者、コンサルタントのいずれからも独立した立場にあり、アジュディケーターと呼ばれる DB メンバーが契約上の紛争の解決のための判断を行うものです。DB は 1970 年代に米国で始められ、現在では紛争防止、紛争解決手段として海外プロジェクトで注目され広く普及しています。DB は、仲裁や訴訟を用いることなく、成功裏に契約紛争を予防し工事完成前に解決する優れた方法であることが実証されてきています。

国際協力機構（JICA）はこの DB を紛争解決のための仲裁等とは異なる契約管理上の仕組みと認識しており、DB 設置を積極的に支援しています。DB 費用については円借款から支出することとしています。JICA 円借款支援による事業では、契約想定金額が 50 億円以上の土木工事を伴う契約パッケージでは、事業形成時の JICA と実施機関の間の合意に基づき、DB を設置することとしています。JICA は今後も DB の設置を推奨し DB 費用を円借款の融資対象とする制度を継続していきます。JICA では、円借款プロジェクトで使用される標準入札図書の中で、Standard Bidding Documents for Procurement of Works (SBD (Works))、(FIDIC MDB 契約約款に準拠)、Standard Bidding Documents for the Procurement of Electrical and Mechanical Plant, and for

別添：JICA アンケート

注：実施機関送付の際は、本誌を基にした英語アンケートを対象の実施機関に発出します。

Building and Engineering Works, Designed by the Contractor (SBD (Design Build)、FIDIC Yellow 契約約款に準拠)、Standard Bidding Documents for Procurement of Plant Design, Supply and Installation (SBD (Plant)、ENAA 契約約款に準拠)において、DB が標準的に紛争の防止と解決手段として設けられています。

### 匿名性

本アンケート結果の分析は、JICA が実施する調査報告書の作成に活用されますが、公開する調査報告書においては、アンケートへの回答内容を、匿名化します。

### DB にかかる基本事項

JICA として、アドホック DB(後述)の設置を認めてはいるものの、JICA DB マニュアル(2012 年)<sup>1</sup>で DB について下記のように記載されている通り、常設 DB(後述)の有用性を重視し、その設置を薦めています。

「DB は、契約当事者（施主及びコントラクター）とエンジニアを助け、単なる見解の相違が正式な紛争に発展させないようにすることを役割とする「プロジェクト・チームの一員」として位置づけられる。仮に、紛争が避けられない場合には DB は裁定を出す。」

“The DB is an essential member of the Contract team whose purpose is to assist the Parties and the Engineer to prevent disagreements from becoming formal Disputes. If a formal Dispute cannot be avoided, the DB makes a Decision on the Dispute which is binding on both Parties and the Engineer.”

「DB 本来の目的を果たすためには、DB は契約の初期段階に、つまりまだ当事者間に意見の相違が生じていない時点で設置され、瑕疵担保期間が終了して履行証明が発行されるまで機能し続けるべきである。」

“To serve its purpose, the DB must be established at the beginning of the Contract, before there are any disagreements, and it should continue working until the Performance Certificate is issued after the Defects Notification Period has expired.”

「DB は所期の目的を果たすために、(i) 定期的に現場訪問を行い、(ii) 現場訪問と次の訪問の間には、当事者から送られてくる情報を検討する。基本的なことではあるが、DB は契約調印後可及的速やかに設置され、最初の現場訪問は着工時または着工後速やかに実行されなければならない。」

“The DB performs its functions by a combination of (i) scheduled periodic visits to the Site and (ii) the study of information sent by the Parties to the DB during the

<sup>1</sup> JICA DB マニュアル(2012 年)は、JICA ウェブサイトにある以下のリンクよりダウンロード可能：  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/guideline/pdf/DisputeBoardManual\\_201203\\_e.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/pdf/DisputeBoardManual_201203_e.pdf)

別添：JICA アンケート

注：実施機関送付の際は、本誌を基にした英語アンケートを対象の実施機関に発出します。

intervals between its periodic Site visits. It is essential that the DB is established as soon as possible after the Contract is signed, and that the DB starts its Site visits at, or immediately after, the start of construction on Site.”

以下に、本アンケートで用いられる DB にかかる基本用語とその説明を掲載します。文の後にあるかっこ書きの番号は、その用語が使われている質問番号です。

・Standing(常設) DB：常設 DB は、DB メンバーが定期的に工事現場を往訪しながら契約上の紛争について、その予防のための支援や判断を行い、仲裁や訴訟等に発展することを未然に防ぐというものです(「1.DB の契約規定の状況」)。

・アドホック DB：アドホック DB は、意見の相違を和解で解決できず、紛争にまで発展した段階で、その紛争のために DB を設置するものです。常設 DB のような DB メンバーによる定期的な事業モニタリングやインフォーマル・オピニオンの活用が出来ないため、DB に期待される紛争の予防効果がありません。DB 委員の選出が相手の合意を得られずに設置困難となるケースもあります(「1.DB の契約規定の状況」)。

・サイトビジット：DB によるサイトビジットは、紛争を未然に解決する或いは、紛争内容が複雑化する前に解決する上で大変重要なアクティビティです(「3.2 DB のサイトビジット」)。

・インフォーマル・オピニオン：DB のインフォーマル・オピニオンはサイトビジットの途中、或いはレターなどで求めることができます。クレームや紛争になる前に専門家である DB 委員にオピニオンを要請することは、各者にとって役立つ場合が多く、DB への付託を介することなしに、当事者によって問題を解決することにつながり、当事者関係の信頼構築の貢献につながると考えられます。

## 質問票

国名 ( )  
事業名 ( )  
契約ロット名 ( )  
貴機関名 ( )  
担当情報 (氏名 E-mail: Tel )

### 1. 現時点での DB の設置状況

#### 1.1 現時点での設置の状況

設置済み  設置予定(未設置)  設置しない  未定

#### 1.2 DB を設置しない理由 (1.1 で DB を「設置しない」と回答した場合に記入 (複数選択可) )

- 発注者が DB の便益に懐疑的  
 請負者が DB の便益に懐疑的  
 発注者は以前にも DB 設置の経験があったことで、DB をネガティブに評価している  
 請負者は以前にも DB 設置の経験があったことで、DB をネガティブに評価している  
 発注者が DB の費用負担に消極的  
 請負者が DB の費用負担に消極的  
 DB メンバーの選出の仕方が判らない  
 適切な DB メンバーが不在  
 その他 (下記に理由を記載)

#### 1.3 1.1 で DB が「設置済み」と回答した場合下記に記入

(DB メンバーが 1 名の場合、b) と c) は空欄にして下さい)

a) DB 委員長の国籍  現地  日本以外の外国  日本人  
(氏名: )  
(資格:  エンジニア  法律家  両方  その他 )

b) DB 委員の国籍  現地  日本以外の外国  日本人

別添：JICA アンケート

注：実施機関送付の際は、本誌を基にした英語アンケートを対象の実施機関に発出します。

(氏名： )  
(資格： エンジニア 法律家 両方 その他 )

c) DB 委員の国籍 現地 日本以外の外国 日本人  
(氏名： )  
(資格： エンジニア 法律家 両方 その他 )

d) DB メンバーの変更をしたことがあるか ある ない

DB メンバーの変更した理由を記載してください。

1.4 DB の設置に合意した理由 (1.1 で DB が「設置済み」と回答した場合に記入 (複数選択可) )

- 発注者が DB の便益に理解があった
- 請負者が DB の便益に理解があり、DB 設置を求めたから
- 発注者は以前に紛争解決で問題を抱えた経験があった
- 請負者が以前に紛争解決で問題を抱えた経験があった
- JICA が勧めたから
- その他 (下記に理由を記載)

1.5 DB が未設置の理由 (1.1 で DB は「設置予定(未設置)」と回答した場合に記入 (複数選択可) )

- アドホック DB を採用しており、紛争が起きていない
- まだ工事が始まっていない
- DB は間もなく設置される予定
- 発注者が DB の便益に懐疑的
- 請負者が DB の便益に懐疑的
- 発注者は以前にも DB 設置の経験があったことで、DB をネガティブに評価している

別添：JICA アンケート

注：実施機関送付の際は、本誌を基にした英語アンケートを対象の実施機関に発出します。

- 請負者は以前にも DB 設置の経験があったことで、DB をネガティブに評価している
- 発注者が DB の費用負担に消極的
- 請負者が DB の費用負担に消極的
- DB メンバーの選出の仕方が判らない
- 適切な DB メンバーが不在
- その他（下記に理由を記載）

## 2. DB の契約規定の状況

契約図書中で DB の設置規定について回答ください。

2.1 (DB が設置される場合)DB 設置が決まったのは、どのタイミングですか？

- 案件審査時の JICA との合意時
- 入札段階
- 契約締結時
- その後

2.2 契約書における DB の形態

- Standing(常設) DB
- アドホック DB(紛争が生じた時点で設置)

2.3 契約締結時から DB についての規程が変更されている場合の DB の形態の変更内容

- Standing(常設) DB からアドホック DB に変更されている
- アドホック DB から Standing(常設) DB に変更されている
- その他 ( )

2.4 削除、変更されている場合、その主たる理由を記載してください。



4.2 以前に国際プロジェクトで国際仲裁に進んだ経験はありましたか？

- 発注者は以前に、DB 裁定結果への不服の結果として、国際仲裁に進んだ経験があった
- 発注者は以前に、(DB とは関係なく) 国際仲裁の経験があった
- 請負者は以前に、DB 裁定結果への不服の結果として、国際仲裁に進んだ経験があった
- 請負者は以前にも国際仲裁の経験があった
- 請負者は以前に、(DB とは関係なく) 国際仲裁の経験があった
- 不明

4.3 円借款案件の場合、DB 費用は円借款の融資対象に含まれることを知っていましたか？

- 知っていた
- 知らなかった
- 正しく理解していなかった

4.3 円借款案件の場合、DB による裁定結果による支払いは円借款の供与金額から支払うことが可能であることを知っていましたか？

- 知っていた
- 知らなかった / 正しく理解していなかった

【本円借款支援事業についてお聴きします(4.4～4.6)】

4.4 (本円借款支援事業で DB を設置している場合)DB で役立ったことはありますか？

- 役立ったことはない
- DBのおかげで、発注者・コンサルタント・コントラクター間のコミュニケーションが良好になった
- DB 委員とのコミュニケーションが案件管理に役立った
- DB のインフォーマル・オピニオンが紛争予防に役立った
- DBのおかげで、発生初期段階でうまく紛争を処理できた
- DBの結果が、和解の中で取り入れられた、もしくは和解に役立った
- その他意見を下記に記載してください。

4.5 (本円借款支援事業で DB を設置している場合)DB を設置して満足していますか？

- 満足している どちらかといえば満足している
- どちらかといえば満足していない 満足していない
- 下記に満足または不満足の原因を記載してください



別添：JICA アンケート

注：実施機関送付の際は、本誌を基にした英語アンケートを対象の実施機関に発出します。

4.6 (本円借款支援事業で DB を設置している場合)DB によって紛争が予防されたと思うケースはありましたか？

- あった (ケースについて詳述して下さい： )
- なかった
- よくわからない

**【本円借款支援事業以外の DB 設置の経験についてお聞きます(4.7～4.9)】**

4.7 (本円借款支援事業以外で DB を設置した経験がある場合)DB で役立ったことはありますか？

- 役立ったことはない
- DB のおかげで、発注者・コンサルタント・コントラクター間のコミュニケーションが良好になった
- DB 委員とのコミュニケーションが案件管理に役立った
- DB のインフォーマル・オピニオンが紛争予防に役立った
- DB のおかげで、発生初期段階でうまく紛争を処理できた
- DB の結果が、和解の中で取り入れられた、もしくは和解に役立った
- その他意見を下記に記載してください。

4.8 (本円借款支援事業以外で DB を設置した経験がある場合) DB を設置して満足していますか？

- 満足している どちらかといえば満足している
- どちらかといえば満足していない 満足していない
- 下記に満足または不満足の原因を記載してください

4.9 (本円借款支援事業以外で DB を設置した経験がある場合) DB によって紛争が予防されたと思うケースはありましたか？

- あった (ケースについて詳述して下さい： )
- なかった
- よくわからない

別添：JICA アンケート

注：実施機関送付の際は、本誌を基にした英語アンケートを対象の実施機関に発出します。

4.10 DB を設置するにあたっての問題は何といますか。

- 組織内で便益への理解が得られない
- ODA とりまとめ省庁で DB の便益への理解が得られない
- 組織内で DB の適切な使用にかかる訓練が必要
- 請負者に便益への理解が得られない
- 組織内で DB の費用負担への理解が得られない
- 請負者に DB の費用負担への理解が得られない
- DB メンバーの選出の仕方が判らない
- 適切な DB メンバーが不在
- その他（下記に理由を記載）

4.11 今後も別案件でも DB を設置していく希望がありますか？

- 今後も DB を設置していきたい
- DB の設置は考えていない
- よくわからない

設置の希望がない、またはわからない場合はその理由を下記に記載してください。

**5. その他（実施機関としての意見を記載してください）**

DB について忌憚ない意見を記載ください。

5.1. 将来のプロジェクトで DB の設置についての是非とその理由を記載してください。

5.2. DB の普及に必要と考えられる事柄があれば記載してください。

別添：JICA アンケート

注：実施機関送付の際は、本誌を基にした英語アンケートを対象の実施機関に発出します。

5.3. DB後に仲裁に至ったことがある場合、DB裁定結果と仲裁結果との比較について教えてください(工期延長/契約当事者への支払金額等)。

5.4. その他、DBについての意見を記載してください。

## 6. 事例としての報告書での公表の可否（DB 設置の場合）

6.1. 本調査に関連して、追加の調査をJICAから依頼された場合、追加調査に協力してもらえますか。事例としてJICA外部に公表する場合には、プロジェクトを特定できないように匿名化します。追加で調査を行う場合、3月～4月の時期に、本アンケートの回答についてのクレンジングや簡単な追加質問を、JICAが契約するコンサルタントがE-mailないしは電話で行うことを検討しています。

協力する

協力できない

条件により協力する

下記に協力する条件を記載してください。

--

以上